



～「人」についてサポートし中小企業の発展・繁栄に助力します～

ほっとレター

社会保険労務士法人 諏訪労務管理センター

〒392-0022 長野県諏訪市高島3-1201-90

TEL 0266-52-2444 FAX 0266-52-5244

e-mail info-sharoushi@misawakaikai.jp

6
2019

トピックス 「過重労働解消キャンペーン」の重点監督の実施結果 平成 30 年度は約7割で法令違反

厚生労働省から、「平成 30 年度「過重労働解消キャンペーン」の重点監督の実施結果」が公表されました。

今回の重点監督は、長時間の過重労働による過労死等に関する労災請求のあった事業場や若者の使い捨てが疑われる事業場などを含め、労働基準関係法令の違反が疑われる 8,494 事業場に対して集中的に実施されたものです（平成 30 年 11 月に実施）。そのポイントを確認しておきましょう。

……………「過重労働解消キャンペーン」の重点監督の実施結果のポイント【平成 30 年度】……………

- ① 監督指導の実施事業場：8,494 事業場
このうち、5,714 事業場（全体の 67.3%）で労働基準関係法令違反あり
- ② 主な違反内容〔①のうち、是正勧告書を交付した事業場〕
 - ・違法な時間外労働があったもの：2,802 事業場（全体の 33.0%）
 - ・賃金不払残業があったもの：463 事業場（全体の 5.5%）
 - ・過重労働による健康障害防止措置が未実施のもの：948 事業場（全体の 11.2%）
- ③ 主な健康障害防止に係る指導の状況〔①のうち、健康障害防止のため指導票を交付した事業場〕
 - ・過重労働による健康障害防止措置が不十分なため改善を指導したもの：4,932 事業場（全体の 58.1%）
このうち、時間外・休日労働を月 80 時間以内に削減するよう指導したもの：2,216 事業場（上記の事業場のうち 44.9%。全体では 26%）
 - ・労働時間の把握方法が不適正なため指導したもの：1,362 事業場（全体の 16.0%）



<監督指導事例> 機械器具製造業

- 1 労働者 4 名について、36 協定で定める上限時間（月 45 時間）を超えて、月 100 時間を超える違法な時間外・休日労働（最長：月 195 時間 30 分）が認められたことから、指導を実施した。
- 2 常時 50 人以上の労働者を使用しているにもかかわらず、安全管理者、衛生管理者、産業医を選任しておらず、安全委員会及び衛生委員会を設けていなかったことから、指導を実施した。
- 3 ストレスチェックを実施していなかったことから、指導を実施した。

★上記で紹介した監督指導事例は極端な例かもしれませんが、「時間外・休日労働を月 80 時間以内に削減するよう指導した」という事例が数多く紹介されています。

月 80 時間を超える時間外・休日労働が常態化している場合、過労死のリスクが高くなり、また、大企業においては、改正労働基準法による時間外労働の上限規制に抵触するおそれもあります。

そのような働き方をしている社員がいれば、早急に改善する必要があるでしょう。そして、最終的には、限度時間（1 か月については 45 時間、年間 360 時間）以内までもっていけると安心ですね。長時間労働の削減の手法などについても、気軽にお問い合わせください。

トビウメス 届出等における添付書類及び署名・押印等の取扱いを変更(日本年金機構)

日本年金機構から、本年(2019年)4月の末頃に、「【事業主の皆様へ】届出等における添付書類及び署名・押印等の取扱いの変更について」というお知らせがありました。その内容をご紹介します。

……………届出等における添付書類及び署名・押印等の取扱いの変更……………

●遡及した届出等における添付書類の廃止

次の表の①～④に該当する場合に、届出の事実関係を確認する書類として添付を求めている「賃金台帳の写し及び出勤簿の写し」(被保険者が法人の役員である場合は、取締役会の議事録等)の確認書類について、今後は、事業所調査実施時に確認を行うため、届出時の添付が不要とされました。

<確認書類の添付が不要となる対象届書及びケース>

	届 書 名 称	添付を求めているケース
①	健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届 厚生年金保険 70歳以上被用者該当届	資格取得年月日が、届書の受付年月日から60日以上遡る場合
②	健康保険・厚生年金保険被保険者資格喪失届 厚生年金保険 70歳以上被用者不該当届	資格喪失年月日が、届書の受付年月日から60日以上遡る場合
③	健康保険・厚生年金保険被保険者報酬月額変更届 厚生年金	改定年月の初日(1日)が、届書の受付年月日から60日以上遡る場合
④	保険 70歳以上被用者月額変更届	改定後の標準報酬月額が、従前の標準報酬月額から5等級以上引き下がる場合

※上記の届書の該当ケース以外は、引き続き届出時の確認書類の添付が必要

●被保険者本人の署名・押印等の省略

次の表の①～④の届書等における被保険者本人の署名(または押印)について、事業主が、被保険者本人の届出の意思を確認し、届書の備考欄に、「届出意思確認済み」と記載した場合は、被保険者本人の署名または押印を省略することが可能とされました。(注)

また、電子申請及び電子媒体による届出においては、事業主が、被保険者本人の届出の意思を確認し、届書の備考欄に「届出意思確認済み」と記載した場合、委任状を省略することが可能とされました。

(注) 被保険者本人の署名(または押印)が省略となった場合でも、届書等の氏名欄の記入は必要。届出の際は、住民票に登録されている氏名を記入した上で、提出する必要がある。

<本人署名・押印等の省略対象の届書等>

	届 書 名 称
①	健康保険被扶養者(異動)届・国民年金第3号被保険者関係届
②	年金手帳再交付申請書
③	厚生年金保険養育期間標準報酬月額特例申出書・終了届(申出の場合)
④	厚生年金保険養育期間標準報酬月額特例申出書・終了届(終了の場合)



※上記の届書以外は、届出時に引き続き申請者本人の署名・押印等が必要

★これは、「行政手続コスト」削減を目指して実施されたものです。今後も、このような簡略化が次々に行われるかもしれませんね。このような情報も適時お伝えします。



お仕事
カレンダー
6月

6/10

- 労働保険の年度更新手続きの受付開始(～7/10)
- 5月分の源泉所得税、住民税特別徴収税の納付

7/1

- 5月分健康保険料・厚生年金保険料の納付
- 4月決算法人の確定申告と納税・10月決算法人の中間申告と納税(決算応当日まで)
- 7月・10月・11月決算法人の消費税の中間申告(決算応当日まで)

スタッフアンケート

今月のお題は、「いくらあれば、老後は安心して過ごせそうですか？」(最低限このくらいは、で。)です。先日、「2000万円」というのが物議を醸しましたが、さて、みんなはどのように考えているでしょうか？

木村：何歳まで生きるのかにもよりますが、死ぬまで生きるつもりなので、4000万円！＋年金！

五味：5億：老後は海外でゆっくり過ごしたいので。

池上：「2000万円」・・・そういう噂なので。おやつが毎日好きなだけ食べられる生活がしたいです。

渡辺：報告書より増えそうなので3,000万円くらいでしょうか。

武井：旅行にも行きたいので、3000万円で！

濱：3,000万円位・・・貯まる気はしませんが。

高野：できるだけたくさん。何が必要か分からないので、安心はないです！

両角：育休中

小坂：やはり、2000万円必要でしょうか・・・貯められる自信はありません。

宮坂：2000万はないと、と金融庁が言ってます。私もそう思います。

◆あとかき◆

働き方改革関連法が施行になって、約3か月が経ちます。この4月施行の年次有給休暇5日取得義務化は、対応できていますでしょうか。

社会保険労務士の立場と零細ながらもなんちゃって経営者の立場と、言うこと・考え方で一致しないことがあるのを感じています。そうはいっても、当然ですが法令遵守の立場は崩せないで、そのバランスをとることが難しい局面もままあります。

そのうえで、社会保険労務士（事務所）として、どうお客さんの業績が伸びるお手伝いができるのか、スタッフともども考えていく必要があります。

そんな中、最近お客さんと話していて、よく聞くことのあるセリフがあります。「(働き方改革法やその実施について)今はもうそういう時代だからねえ。。」「それをやっていかないと、生き残れないからねえ。」こんなようなセリフです。

諦めも半分くらい入っているのかもしれませんが、実際この流れは止められないでしょうし、所謂ホワイト化していかないと人は集まらないし、逆に今いる人はいなくなるし、というのは都市圏から広がってきております。

経営者としては頭の痛い問題かもしれません。

ただ、極論かもしれませんが、淘汰されていく今後、キチンと働き方改革を実行し生き残る会社は(圧倒的に)勝ち残っていくのではないかと思います。

いろいろなところでお勧めしていますが、ホワイト化するには、労働関係の専門家である社会保険労務士（事務所）が労働時間管理、給与計算、労務管理をするのが、ベストだと考えております。

給与計算や就業規則は、全社無くてはならないものです。ただし、それらは面倒くさくて手間がかかります。それを社長なり社内でやっていくのは、本業に注ぐべき力を減らしていることになるかもしれません。

戦力はできるだけ本来売上や利益を上げるべきところに集中させて、そうでないところは専門家に比較的安価で任せてしましましょう。

先日、娘が入院しました。

最初「胃が痛い！」から始まり、冬一度痛いことがあったことから、しばらく休んでいれば治ると思っていました。

そのうち、だんだん下腹部も痛くなってきたらしく、町の医院に行ったところ「風邪による胃腸炎」との診断。薬も処方され家に帰りましたが、吐いたりおなかが痛かったり、薬を飲んでも全然効かず。

痛みは下腹部になり、いよいよ痛くなり、救急車で病院へ。診断は「盲腸」。薬で抑えるか、手術をするかの選択では手術ということになり、腹腔鏡下で手術したところ、腹膜炎にまでなっていて腸に穴が開いていました。

普通なら3～4日で退院のところを、結局2週間も入院。

驚いたのは、最初に掛かったお医者さんが、病院まで謝りに来たことです。年配の医者だったのですが、「あまり経験がなかった例で、間違っしまいすみません。」だそうです。

いやいやいやいや。。。。ホント勘弁してください。

— 漢方薬 —

今年のつゆは梅雨らしい 梅雨
ですね。

降ってはかりでも困る 降らなくても困り
ます。

さて 私は去年の秋ころから胃の上の
あたりが痛いような 重いような 感じで
がまんして いましたが……。医者にして
きました。

胃カメラをのんだり ヒロリ菌の検査を
したが どちらも どういう事はない。
逆流性食道炎です。とにかく 食べてすぐに
ねたり 脂っこいものを たべすぎたりしないように
と言われ 気を付けているが 今でも
痛い。

これ以上 医者に行くと あーた こーた 言えば
薬が ぶえるだけで ろくな事はなし。

医者には できるだけ 行きたくない。ので
道ばたや庭に 薬草となる ものを見つけて
自分で 漢方薬をつくることにした。

胃腸に いい というものは いろいろあるが
たらの芽の木も いいらしい。

木のどげを 鎌の背で おとして 皮をむいて

干して ハサミで 切っておく。

ナベに 水と この皮を ひとつかみ 入れて
煮立て 半分くらいに 減らしたら でき上がり。

2〜3日で 飲み終わる。

ほう苦く 青い味で おいしくは ない。

急には 治らないが ずっと 続けてみよう
と思っている。

家の近くの川べりに ネズミモチという木が
あり 秋になると ネズミのフンの ような 形の
実が なる。

この実が すごく いい 漢方薬らしい。

ところが 実が 熟すと 野鳥が すかさず
食べてしまう。自然の者たちは よく
知って 上手に 漢方を取り入れている。